

(目的)

第1条 この規程は、東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部（以下「本学」という。）における遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）に関し必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(実験の制限等)

第2条 本学で行う実験は、当分の間、教育を目的とした実験に限るものとする。

2 遺伝子組換え体は、これを他に譲渡してはならない。

(学長の任務)

第3条 学長は、実験従事者（実験の実施に携わる者をいう。以下同じ。）が行う実験の安全確保に努めなければならない。

(遺伝子組換え実験安全委員会)

第4条 本学に、実験の安全な実施を確保するため、東北生活文化大学・東北生活文化大学短期大学部遺伝子組換え実験安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(実験の実施)

第5条 実験は、実験指導者（実験の指導を行う者をいう。以下同じ。）の指導の下に実施しなければならない。

(実験指導者)

第6条 実験指導者は、組換えDNA実験の安全確保に関する考え方を理解しており、かつ、実験を実施した経験を有する者とし、実験全体の管理及び監督に当たるものとする。

(実験従事者)

第7条 実験従事者は、実験の実施に当たっては、安全確保について十分認識し、実験指導者の指示に従わなければならない。

(実験の申請)

第8条 実験指導者は、実験を実施しようとするときは、実験計画を作成し、別紙様式第1の遺伝子組換え実験計画書により実験実施の前に学長に申請しなければならない。承認された実験計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときも、また同様とする。

(実験計画の審査)

第9条 学長は前条の申請があったときは、委員会にその内容、安全性、合規制等の必要な審査をさせるものとする。

2 委員会は、前項の付託があったときは速やかに審査し、その結果を学長に報告するものとする。

3 委員会は、前項の審査過程において、必要に応じ、実験指導者に当該実験に関する助言をし、又は申請内容の修正を促す等の措置を講ずることができる。

4 前条の規定により遺伝子組換え実験計画の審査を申請した実験指導者は、委員会の求めがあったときは、委員会に出席して、実施計画の内容について説明しなければならない。

(実験の承認等)

第10条 学長は、前条第2項の審査結果を受け、承認の可否を決定し、実験を申請した実験指導者にその旨を通知する。

(実験の終了又は中止の報告)

第11条 実験指導者は、実験を終了したときは別紙様式第2の遺伝子組換え実験終了報告書により、中止したときは別紙様式第3の遺伝子組換え実験中止報告書により、それぞれ委員会を経由して学長に報告しなければならない。

(実験室)

第12条 実験は、通常の実験室としての構造及び設備を有している実験室で実施しなければならない。

(微生物使用実験実施上の遵守事項)

第13条 実験は、次の各号に定めるところにより実施し、遺伝子組換え体の拡散防止に努めなければならない。

- (1) 遺伝子組換え生物等を含む廃棄物（廃液を含む。以下同じ。）については、廃棄の前に遺伝子組換え生物等を不活化するための措置を講ずること。
- (2) 遺伝子組換え生物等が付着した設備、機器及び器具については、廃棄又は再使用（あらかじめ洗浄を行う場合にあつては、当該洗浄。以下「廃棄等」という。）の前に遺伝子組換え生物等を不活化するための措置を講ずること。
- (3) 実験台については、実験を行った日における実験の終了後、及び遺伝子組換え生物等が付着したときは直ちに、遺伝子組換え生物等を不活化するための措置を講ずること。
- (4) 実験室の扉については、閉じておくこと（実験室に出入りするときに除く）。
- (5) 実験室の窓等については、昆虫等の侵入を防ぐため、閉じておく等の必要な措置を講ずること。
- (6) すべての操作において、エアロゾルの発生を最小限にとどめること。
- (7) 実験室以外の場所で遺伝子組換え生物等を不活化するための措置を講じようとするときその他の実験の過程において遺伝子組換え生物等を実験室から持ち出すときは、遺伝子組換え生物等が漏出その他拡散しない構造の容器に入れること。
- (8) 遺伝子組換え生物等を取り扱う者に当該遺伝子組換え生物等が付着し、又は感染することを防止するため、遺伝子組換え生物等の取扱い後における手洗い等必要な措置を講ずること。
- (9) 実験の内容を知らない者が、みだりに実験室に立ち入らないための措置を講ずること。
- (10) 学生である実験従事者が実験中に実験室を退出しようとするときは、実験指導者に申し出ること。

(教育訓練)

第14条 実験指導者は、実験の開始前に実験従事者に対し、法令及びこの規程を理解させるとともに、実験に必要な教育訓練を行わなければならない。

(実験実施記録の作成及び保存)

第15条 実験指導者は、実験従事者の名簿、実験日時、実験場所、実験に用いる宿主—ベクター系及び供与 DNA 並びに実験後の廃棄に関する事項を記載した記録を作成し、これを保存しなければならない。

(事故発生時の措置)

第16条 実験指導者又は実験従事者は、次に掲げる事態が発生したときは、直ちに応急の措置を講じるとともに、実験指導者は、速やかに学長及び委員会委員長にこれを報告しなければならない。

- (1) 施設等において破損その他の事故が発生したとき。
- (2) 地震、火災その他の災害、事故、盗難又は紛失等により、遺伝子組換え生物等による汚染若しくは遺伝子組換え生物等の拡散が発生し、又は発生する恐れがある事態が生じたとき。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、実験の安全確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

遺伝子組換え実験計画書

平成 年 月 日

東北生活文化大学学長殿
東北生活文化大学短期大学部学長殿

実験申請者 (実験指導者)

所属

氏名

印

下記のとおり遺伝子組換え実験を実施したいので、東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における遺伝子組換え実験安全管理規程第 8 条の規定に基づき、申請します。

なお、本遺伝子組換え実験は、教育を目的とした実験です。

実験従事者	(別紙名簿のとおり)
実験の場所	
実験の日時	平成 年 月 日
実験の内容	
実験に用いる宿主—ベクター系及び供与 DNA	
組換え体の廃棄方法	
実験従事者への取扱い 教育訓練実施の内容	

【委員会欄】

この実験計画は、平成 年 月 日開催の遺伝子組換え実験安全委員会において審査の結果、承認 (不承認と) することが適当と決定した。

遺伝子組換え実験安全委員会委員長

印

別紙様式第2（第11条関係）

遺伝子組換え実験終了報告書

平成 年 月 日

東北生活文化大学学長殿
東北生活文化大学短期大学部学長殿

報告者（実験指導者）

所属

氏名

印

平成 年 月 日付けで承認された遺伝子組換え実験は、計画のとおり実施しこのたび終了したので、東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における遺伝子組換え実験安全管理規程第11条の規定に基づき、報告します。

別紙様式第3（第11条関係）

遺伝子組換え実験中止報告書

平成 年 月 日

東北生活文化大学学長殿
東北生活文化大学短期大学部学長殿

報告者（実験指導者）

所属

氏名

印

平成 年 月 日付けで承認された遺伝子組換え実験は、次の理由により中止したので、東北生活文化大学及び東北生活文化大学短期大学部における遺伝子組換え実験安全管理規程11条の規定に基づき、報告します。

（中止の理由、時期、組換え体の廃棄方法等）